

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和6年7月9日

選挙管理委員会事務局

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開催日時	令和6年7月9日（火） 午前10時00分から 午前10時10分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和6年7月9日(火)
午前10時00分から
午前10時10分まで
朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 在外選挙人関係
議案第10号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員(3人)

委員長	細田昭司
委員	金子智恵子
委員	藤井尚夫

欠席者(1人)

委員長職務代理	加藤洋子
---------	------

事務局(4人)

事務局	選挙管理委員会事務局長	神頭勇
事務局	選挙管理委員会事務局次長	高橋陸至
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤真
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係主査	三井正規

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第10号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。本日は酷暑の中、定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。それでは早速議事に。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、藤井委員、お願いいたします。

◎4 議題 在外選挙人関係

議案第10号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

○細田委員長

在外選挙人関係でございます。

「議案第10号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。

直ちに提案理由の説明をお願いいたします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第10号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年7月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、0人。計、1人でございます。1枚おめくりください。

今回の対象者を載せてございます。

次のページをご覧ください、今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、50人、

女、54人、計、104人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第10号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。

委員の方から何かございますか。

事務局はございますか。

○事務局・高橋局次長

はい。過日、6月の市議会定例会がございまして、25日から27日が一般質問でございました。一般質問につきましては、飯倉議員から質問がございまして、主な内容についてでございますが、若年層に向けた投票率向上の取組について、近隣市の状況や朝霞市での検討状況を問うものでございました。答弁につきましては、主に委員長にお願いしたものでございます。中身といたしましては、1番目は、朝霞市での各種選挙の投票率が近隣市に比べて低い状況にあるということで、要因を問うものでございました。こちらについては、都内への通勤、通学者が多いということで、朝霞市が就労、就学場でないことから、地元への関心が高まらないことが理由の一

つであるということを答弁してございます。2番目といたしましては、投票率の低い若年層にどういった啓発をしているのか、特に投票率の低い20代から40代の成人への対応と、小中高生、未成年への対応についてでございました。

成人の若年層に向けましては、成人の日記念式典の配布物として啓発物資を配っているということ、小中高生に向けましては、選挙出前講座の実施、選挙啓発ポスターの募集、生徒会選挙の際の選挙用具の貸し出しを行っていることを答弁してございます。それから3番目といたしまして、志木市では投票の際に、親と一緒に来た子供に対しまして、投票宣誓書という選挙啓発物の配布をしているのですが、朝霞市でも同様のことはできないかという質問でございました。これにつきましては、本市で子供向けの啓発物資の配布は現在行っておりませんので、(配布を行っている)他市について調査研究していくということを答弁してございます。それから質問の4番目でございますが、投票済証明書を利用した割引サービスを実施している市があるということで、朝霞市において、事業者等から割引サービスの要望があった場合に市の対応はどうかというものでございました。朝霞市としては事業者からの要望はなく、要望があった場合については相談を受けるという答弁をしてございます。それから5番目といたしましては、直近の選挙での無効となった票の割合と数の質問がございました。最後に質問の6番目といたしましては、記号式投票について、朝霞市でもできないかといったものでございました。記号式投票は、全国でも実施している市町村は数少ないのですが、最高裁の裁判官国民審査等のような、予め、候補者の名前が印字してあるものに丸をつけて投票するといったものですが、それを朝霞市でもできないかといったことでございました。導入自治体の取組について、調査研究してくということで答弁したところでございます。市議会の一般質問につきましては、以上でございます。

○細田委員長

他にありますか。

○事務局・佐藤係長

先日お話ししました、市議会議員選挙の収支報告の2回目以降について、まだ提出されていない方がいるということでしたが、先日、いらっしやいまして、分割納付された分の領収書だけ提出されました。まだ支払いが終わっていませんので、引き続き、提出をお願いしております。

す。以上でございます。

○細田委員長

では目途は立ったんだね。

○事務局・佐藤係長

はい。

○細田委員長

ありがとうございました。

先ほど、高橋局次長から報告があったことについては何か質問ありますか。

○金子委員

若年層の投票率が低いということですが、志木市とか他市ではいろいろと配布物とか割引とかあるということで、朝霞市では要望がないということでしたが、一般市民がどこに要望を出していいのかわからない方もいらっしゃると思うんですね。例えば投票所の端に、選挙に対するご質問があればというような箱でも作れば、要望とか意見とかたくさん出てくると思うんです。朝霞市ではもう決まってしまうから、何を言ってもダメだろうと思っている市民もいるだろうし、どこに言ってもいいかわからないといった方もいるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局・高橋局次長

今までの状況でございますが、目安箱のようなものを設置したことはございませんでしたが、投票所の中で係員への要望や質問、あるいは選管に直接お問い合わせといったことはございます。そういったことを参考にいたしまして、次回の選挙のときは新たな取り組みとして何かできないか検討することはございますが、今現在は目安箱のようなものの設置は考えておりません。

○金子委員

一般の市民の方が選管まで電話してっていうのは勇気がいると思うんですね。だから目安箱のようなものがあれば良いなと思いました。

◎ 6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委員